



三木市記者発表資料 (令和8年2月2日発表)			
担当部課名	担当長	担当係	電話番号
教育振興部 学校教育課	課長 武内克朗 (内線 3520)	学校指導係	0794-82-2000 (内線 3520)

タイトル
三木市立三木特別支援学校で発生した生徒心肺停止事案に係る 損害賠償請求訴訟について
本件のポイント
本事案が発生した際の学校看護員らの対応は適切であり、過失があるとはいえない、学校の安全体制構築義務違反についても過失があるとはいえないとして、三木市の主張を全面的に認める判決が言い渡されました。
説明文
令和2年12月11日に発生した三木市立三木特別支援学校における生徒心肺停止事案に係る損害賠償請求訴訟の控訴審の判決が、令和8年1月29日に大阪高等裁判所において言い渡され、三木市の主張を全面的に認める判決となりました。
1 訴訟の概要
(1) 当事者等 事件番号 令和7年(ネ)第442号 事件名 損害賠償等請求控訴事件 控訴人 第一審原告 被控訴人 三木市
(2) 請求の要旨 令和2年12月11日に三木市立三木特別支援学校で発生した生徒心肺停止事案について、令和7年1月16日に神戸地方裁判所において言い渡された原判決を取り消し、国家賠償法に基づき約4,412万円の損害賠償金及び遅延損害金等を支払うよう求めるもの。
2 判決の内容
(1) 裁判所 大阪高等裁判所
(2) 判決の要旨 (ア) 本件控訴を棄却する。 (イ) 訴訟費用は控訴人らの負担とする。
3 裁判所の判断
(1) 学校看護員らの対応について、控訴人らが主張する過失があるとはいえない。 (2) 学校に、控訴人らが主張する安全体制構築義務違反の過失があるとはいえない。
4 今後について
控訴人が上告期間(判決書正本が送達された日の翌日から起算して2週間)に判決を不服として上告した場合は、訴訟が継続することになります。上告しなかった場合は、判決が確定します。